

地域建設業経営強化融資制度導入について

国分寺市では、平成 27 年 4 月 1 日から中小・中堅建設事業者の資金調達の円滑化と下請保護を図るため、工事代金債権の譲渡を活用した資金調達制度である公共工事代金債権信託（コントラスト）制度を導入しています。

平成 30 年 4 月 1 日からは、この制度に加え同様の趣旨で地域建設業経営強化融資制度をあわせて導入します。

制度概要

国分寺市発注の公共工事を受注している中小・中堅建設事業者が、市の承諾を得て、当該未完成工事に係る工事請負代金債権について、事業協同組合等又は一定の民間事業者に譲渡することにより、これを担保に同組合等から低利率の融資を受けることができる仕組みです。さらに、出来高を超える部分についても、保証事業会社の金融保証によって、金融機関から融資が受けやすくなります。

対象工事

国分寺市発注の契約金額が 1,000 万円以上の工事であり、競争入札により受注者が決定された工事（契約変更があった場合は、変更後の契約金額を基準とします。）が対象となります。ただし、低入札価格調査の対象となった工事及び役務的保証が付された工事は対象外となります。

対象事業者

国分寺市発注の公共工事を受注している資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の中小・中堅元請建設事業者

利用条件 以下のいずれにも該当していること。

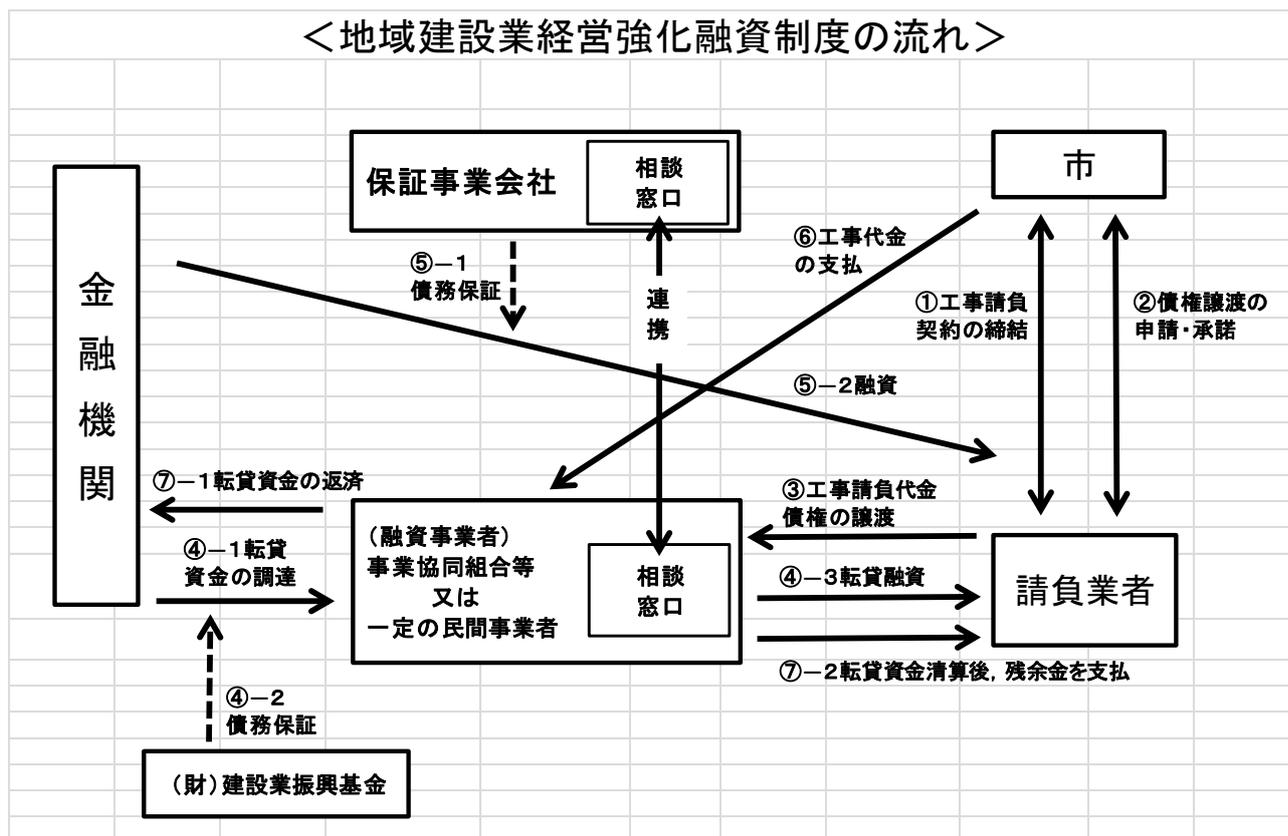
- ①対象工事の進捗率が全体の **2分の1** 以上であること
- ②債権譲渡承諾依頼書の提出時点で、工期までに2週間以上の期間があること
- ③破産法による破産手続開始の申立てをしていないこと
- ④会社更生法による更生手続開始の申立てをしていないこと
- ⑤民事再生法による再生手続開始の申立てをしていないこと
- ⑥会社法の規定による特別清算開始の申立てをしていないこと
- ⑦手形交換所の取引停止処分を受けていないこと
- ⑧債務の弁済が不可能な状態でないこと
- ⑨契約保証金を保険又は保証により担保されている工事で、債権譲渡に関し、当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、その承諾を得ていること

譲渡の不承諾

上記の条件を満たしている場合でも、下記の要件に当てはまる場合は、債権譲渡を不承諾とすることがあります。

- ①国分寺市標準工事請負契約約款第41条第1項各号に該当する場合
- ②あらかじめ債権譲渡を禁止している場合
- ③請負業者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡に不適当な特別の事由がある場合

手続きの流れ



- ①請負業者と市の間で工事請負契約を締結します。請負業者の市に対する工事代金債権が発生します。
- ②市に債権譲渡承諾依頼書等を持参にて提出し、市から債権譲渡の承諾を得ます。
- ③請負業者は融資事業者へ工事請負代金債権を債権譲渡します。
- ④融資事業者は工事の出来高査定を行い、融資金額を査定して金融機関から転貸資金を調達し、請負業者へ転貸融資します。
- ⑤請負業者は保証事業会社の金融保証による未完成工事部分の融資を受けることが可能です。
- ⑥工事が竣工し、市の検査合格後、市から融資事業者に請負代金を支払います。
- ⑦融資事業者は転貸資金を精算のうえ、残余金を請負業者に還付します。

提出書類（請負業者及び融資事業者の両者で市に持参してください（郵送不可）。やむを得ずいずれかが単独で提出する場合は、委任状（市指定様式）を提出してください。）

- | | |
|-------------------------------|----|
| ①債権譲渡承諾依頼書（市指定様式） | 3部 |
| ②締結済みの債権譲渡契約証書の写し | 1部 |
| ③工事履行報告書（市指定様式） | 1部 |
| ④発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 | 1部 |
| ⑤建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し | 1部 |
| ⑥契約保証金の保険会社又は保証会社の承諾書 | 1部 |
| ⑦振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し | 1部 |

※⑤は請負契約締結時の債権譲渡人の印が使用印又は代理人印である場合のみ

⑥は承諾が義務付けられている場合のみ

借入条件等

本制度を取り扱っている融資事業者又は相談窓口にお問い合わせください。

問合わせ先

国分寺市総務部契約管財課契約係 042-325-0111（内線 423）